

## 事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業(自転車歩行者道設置)					
地区名	一般国道 419号					
事業箇所	豊田市藤岡飯野町					
事業のあらまし	当該路線は、藤岡飯野町を南北に縦断するとともに、広域的には豊田市市街地から瑞浪市へ西三河を南北に結ぶ主要幹線道路である。また、本路線は藤岡中学校、飯野小学校の通学路にも指定されている。朝夕の通勤通学時間帯には、自転車通学の中学生と徒歩で通学の小学生が多数往来しているが狭隘な片歩道しか整備されておらず、最も車両交通の多い通勤時間帯に自転車の中学生が歩道を走れず車道へはみ出して通行しており大変危険な状態となっている。こうした状況を解消するため、歩道未整備の東側に有効幅員3mの自歩道を設置し、自転車通学の中学生と徒歩で通学の小学生を分離することにより、通学児童及び生徒の通行の安全確保を図る。					
事業目標	【達成(主要)目標】 自転車歩行者道を設置し、歩行者と自転車の通行の安全確保を図る。 【副次目標】 —					
事業費	事業費		内訳			
	0.29 億円		■工事費 0.26 億円、■用補費 0.01 億円、■その他 0.02 億円			
事業期間	採択年度	平成 20 年度	着工年度	平成 20 年度	完成年度	平成 22 年度
事業内容	自転車歩行者道の設置(L=220m)					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 自転車歩行者道を設置し、歩行者と自転車の通行の安全確保を図った。(L=220m) 【達成状況に対する評価】 自転車歩行者道を設置し、歩行者及び自転車通行の安全性が確保された。				
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 — 【達成状況に対する評価】 —				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	通学路として利用されている安心・安全な自転車歩行者道が連続して整備され、初期の事業目標を達成しているため、今後の事後評価の必要はない。					
改善措置の必要性	上記のとおり、初期の事業目標を達成しているため、改善措置の必要はない。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					